能勢町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

今後とも、大阪府・大阪労働局が主催する各種技能習得講座・労働行政施策等の周知など、関係機関と連携を深め、雇用・労働行政の推進に努めてまいります。 (環境事業部)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

今後も関係機関と連携しながら、雇用状況の改善に向けた取り組みに努めてまいります。 (環境事業部)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等の就職困難者に対しましては、 大阪府との連携を深め、支援事業に努めてまいります。 (環境事業部)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

広報やパンフレットの設置、また経営者団体である商工会を通じての周知を図ってまいります。 (環境事業部) (5)【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本町の公共調達においては、入札・契約における競争の実効性の確保という観点から、原則として価格を評価要素としての契約者選定を基本としており、現在のところ総合評価入札制度の導入及び最低賃金額の規定の予定はありません。 (町長公室)

(6)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

行動指針等の趣旨に基づき、職場環境の整備や職員の機運の醸成に努めてまいります。

(町長公室)

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
 - ① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

国の緊急経済対策等の融資制度につきましては、商工会を通じ周知しております。

(環境事業部)

(1) -② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

官公需におきましては、地域の商工業育成の点に鑑み地場企業へ優先発注を行っており、引き 続き地域の商工業の育成を図ってまいります。 (環境事業部)

(2) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な 運用について指導を強化すること。

(回答)

要請のとおり運用と指導に努めてまいります。

(環境事業部)

3. 行財政改革施策

- (1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。
- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
 - ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
 - ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
 - ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
 - ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。
- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。
- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(一括回答)

(1)・(2)①~④について、本町では、平成17年に行財政改革の指針となる「能勢町自立経営プラン」を策定したところです。さらに年度ごとに「能勢町版骨太の方針」を策定し、徹底した歳出の削減と歳入の増加に向けた施策の実施に努めているところです。

なお当然のことながら、プラン及び「骨太の方針」の策定につきましては、議会において十分 議論していただくとともに、広報やホームページなどあらゆる媒体を通した啓発に努めていると ころです。 (町長公室)

(3)・(4)について、本町の財政状況を踏まえ、住民ニーズに即したサービスの提供をめざし、適切な権限移譲と財源の充実確保を働きかけてまいります。 (町長公室)

4. 福祉•医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務 体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構 築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療や休日・夜間診療につきましては、豊能二次医療圏の4市2町(豊中市・吹田市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)において、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携のもとに、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を医療圏の病院群が共同連帯して当番日を決め確保する方式に参加する医療機関に対し、補助金を交付し、救急傷

病者の医療を確保しております。また、小児科医療につきましても、豊能二次医療圏の4市2町 が分担金を支出し、夜間・休日診療の確保を図っております。

また、医師や看護師不足の解消に向けては、必要時に大阪府や近隣市町と連携・情報交換を行いながら、医療スタッフの確保に努めてまいります。 (福祉部)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

大阪府が介護保険法に基づき行っている指定事業者集団指導に本町も出席し、当該指導内容を 事業者と共有することによって、必要に応じた指導等を行っております。

引き続き大阪府と連携し、介護労働者の質の向上や人材育成等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間、労働関係法令の遵守状況、社会保険の加入状況などについての指導に努めます。 (福祉部)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法に関する利用者負担額につきましては、平成20年7月実施の緊急措置の対応により、低所得者の負担上限月額の軽減・障害者の世帯の範囲の見直し・障がい児の利用者負担の見直しなどが行われています。

平成21年4月に予定されている見直しについての内容は、まだ示されていませんが、障害者の 自立支援と社会参加促進が図れるよう、大阪府と連携していきます。 (福祉部)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策 の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスの課題に対しては、精神科医が対応する大阪府の「こころの健康相談事業」を はじめ専門医療機関の紹介を行っています。 (福祉部)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のう

えからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本町においては、現在のところ待機児童はありません。引き続き、待機児童が発生しないよう 対応してまいります。 (福祉部)

(1) -2 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

保育制度については、延長保育や一時保育など住民のニーズに応じた支援策を実施しております。今後も子育て世帯のニーズの把握に努め、きめ細かな支援体制の充実を図ってまいります。 (福祉部)

(1)-③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

本町ではファミリーサポートセンター事業や地域に開放した保育所の事業などの地域福祉力を活用した事業展開を推進しているところです。これからも地域と連携した制度の充実・強化に努めてまいります。 (福祉部)

(1) - ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

町立保育所においては、保育現場に無理のない人員体制を維持し、さらなる保育環境の改善を 図っています。 (福祉部)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

「次世代育成支援行動計画」の基本理念に基づき、小学校における警備協力員の配置等、今後 も児童・生徒の安全対策や放課後対策に努めてまいります。 (教育委員会) (3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本町のほとんどの学校において、1・2年生は35人以下の学級である。今後も、諸事業を活用 しながらきめ細かな指導が実施できるよう努力する。

また、「ものづくり教育」についても、平成18・19年に実施した「豊かな体験学習推進事業」 において地域のものづくりの達人等を活用し様々な取り組みを推進した。今後もこの事業におい て成果のあった取り組みについては実施できるよう、学校を支援していきたい。(教育委員会)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

子ども関係機関連絡協議会(要保護児童地域対策協議会)を中心として、児童虐待防止ネットワークの機能強化に努めてまいります。

平成21年度からは、この協議会主催での研修会の実施を予定しており、関係機関の連携強化、 住民への啓発活動に取り組んでまいります。 (福祉部)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

男女平等を実現するために、法改正の趣旨に留意し、大阪府と連携を図りながら、本町の実情に合った対策及び支援体制の整備に向けて取り組み、またDV防止法の周知にも努めてまいります。 (総務部)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。 また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

今後とも、大阪府と連携し計画の推進や体制の充実に努めてまいります。 (総務部)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、早急に計画を策定し実行すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

道路網整備の促進につきましては、各関係機関と連携し、取り組んでまいります。

- ②については、OSAKA「バスエコファミリーキャンペーン」に毎年参画し、公共交通の利用促進に努めてまいります。
 - ③については、広報誌などを通じてより啓発に努めてまいります。 (環境事業部)
- (2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本町では11種15分別を実施(平成21年度より10種17分別)し資源の分別収集に努めるとともに、 地域での資源化活動を推進するなど減量化と資源の回収に取り組んでおります。今後も資源化率 が向上するよう広報宣伝に努めてまいります。 (環境事業部)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、 土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立 学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の 安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・ 拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所については、「能勢町防災マップ」を全戸配布し周知しています。誘導標識等は今後 の課題とします。緊急医療体制の整備は、ドクターヘリの発着場の整備を検討します。土石流対 策や河川改修は大阪府に早期改修を要望するとともに、町管理施設は主に維持修繕で対策を講じてまいります。

耐震診断についてはすでに補助制度を設けております。

(環境事業部)

災害時の避難場所となる各学校施設の耐震化について、積極的に取り組む方向で進めているが、 本町は少子化が進み、町内6小学校2中学校の存続・統廃合について方向性を示すことが重要課題であるため、その検討委員会での議論の動向を鑑み投資効果も考慮しながら、今後積極的に取り組んでいきたい。 (教育委員会)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、 治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における 安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

今後とも大阪府警や関係機関と連携を図るとともに、住民ボランティアで構成される「しあわせ守り隊」と協力することにより、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

(町長公室)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本町では、平成12年に地域農業の拠点施設として観光物産センターを整備し、地元産農産物の生産拡大及び農家所得の向上をめざし、関係機関と連携しながら取り組んできたところです。観光物産センターの売上額は、開設当初から年々増加し、平成19年度では開設年度比3.5倍の売上を記録しており、農家所得の向上に寄与しているものと認識しております。

今後とも本町の特性を生かした農業振興を図るとともに、地産地消の取り組みを進めてまいりたいと考えております。 (環境事業部)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓 発活動も強化すること。

(回答)

「人権擁護の町」宣言をしている本町といたしましては、人権が尊重される自由で明るい社会を実現するため、今後とも大阪府と連携し、法整備に向けた国への働きかけや人権啓発活動の強化・推進に努めてまいります。 (総務部)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施

策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本町の「恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町」宣言の思想普及事業として、「能勢町平和のつどい」を開催しております。今後も戦争の悲惨さを風化させることなく、平和への願いを次世代へとつなげていくため、この事業のさらなる充実・強化に努め平和施策の推進に努めてまいります。 (総務部)